

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

平成 26 年 11 月 20 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p>	<p>投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p>
<p>第 1 条～第 18 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 18 条 (同 左)</p>
<p>(新株引受権証券(ワラント)、<u>新株予約権証券及び新投資口予約権証券</u>の評価)</p>	<p>(新株引受権証券(ワラント) <u>及び</u>新株予約権証券の評価)</p>
<p>第 19 条 国内で発行された新株引受権証券(ワラント)、<u>新株予約権証券及び新投資口予約権証券</u>(以下「新株予約権証券等」という。)は、取引所に上場されるまでの間は取得価額で評価し、取引所に上場した後においては、当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>なお、第 8 条の規定は、取引所における計算日の最終相場がない場合の当該新株予約権証券等の評価について準用する。</p>	<p>第 19 条 国内で発行された新株引受権証券(ワラント) <u>及び</u>新株予約権証券(以下「新株予約権証券等」という。)は、取引所に上場されるまでの間は取得価額で評価し、取引所に上場した後においては、当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>なお、第 8 条の規定は、取引所における計算日の最終相場がない場合の当該新株予約権証券等の評価について準用する。</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (同 左)</p>
<p>第 20 条～第 31 条の 2 (略)</p>	<p>第 20 条～第 31 条の 2 (同 左)</p>
<p>(外貨建資産の評価レート)</p>	<p>(外貨建資産の評価レート)</p>
<p>第 32 条 基準価額表示通貨に外貨建資産(基準価額表示通貨以外の通貨表示の有価証券(利金及び償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金又は償還金のいずれかが基準価額表示通貨以外の通貨によって表示され支払われるものを含む。以下「外貨建証券」という。)及び基準価額表示通貨以外の通貨表示の預金その他の資産をいう。以下同じ。)を換算する場合に使用する為替相場は、計算日における対顧客相場(対顧客直物電信売買相場をいう。)の仲値(売相場と買相場の平均値をいう。以下同じ。)をもとに細則で定める計算方法により算出されるレート(以下「クロスレート」という。)で評価するものとする。</p>	<p>第 32 条 基準価額表示通貨に外貨建資産(基準価額表示通貨以外の通貨表示の有価証券(利金及び償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金又は償還金のいずれかが基準価額表示通貨以外の通貨によって表示され支払われるものを含む。以下「外貨建証券」という。)及び基準価額表示通貨以外の通貨表示の預金その他の資産をいう。以下同じ。)を換算する場合に使用する為替相場は、計算日における対顧客相場(<u>三菱東京UFJ銀行が発表する</u>対顧客直物電信売買相場をいう。)の仲値(売相場と買相場の平均値をいう。以下同じ。)をもとに細則で定める計算方法により算出されるレート(以下「クロスレート」という。)で評価するものとする。</p>

新	旧
<p>(外国為替予約取引等の評価)</p> <p>第 33 条 計算日に対顧客先物相場（順月確定日（計算日より起算した各月の確定日をいう。）渡しの対顧客先物相場をいう。以下同じ。）の仲値が発表されている外貨の予約売買に係る買為替及び売為替（以下「予約為替」という。）は、次に掲げる場合について当該各号に掲げる計算方法により算出されるレートで評価するものとする。</p> <p>(1) 計算日において予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、細則で定める計算方法により算出されるクロスレートで評価するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対顧客先物相場による取引が停止された場合における改訂対顧客先物相場の仲値の採用については、その都度自主規制委員会において決定するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>(外国為替予約取引等の評価)</p> <p>第 33 条 計算日に対顧客先物相場（<u>三菱東京UFJ銀行が発表する</u>順月確定日（計算日より起算した各月の確定日をいう。）渡しの対顧客先物相場をいう。以下同じ。）の仲値が発表されている外貨の予約売買に係る買為替及び売為替（以下「予約為替」という。）は、次に掲げる場合について当該各号に掲げる計算方法により算出されるレートで評価するものとする。</p> <p>(1) 計算日において予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、細則で定める計算方法により算出されるクロスレートで評価するものとする。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 対顧客先物相場による取引が停止された場合における<u>三菱東京UFJ銀行が発表する</u>改訂対顧客先物相場の仲値の採用については、その都度自主規制委員会において決定するものとする。</p> <p>(同 左)</p>